

広報あやがわ広告掲載契約書

- 1 広告掲載期間 平成 年 月号から平成 年 月号まで
- 2 広告掲載料金 ¥ — (うち消費税及び地方消費税相当額¥ —)
- 3 契約保証金 免除

上記、広報あやがわ広告掲載について、綾川町(以下「甲」という。)と広告主(以下「乙」という。)は、次の条項によって契約を締結するものとする。

(目的)

第1条 甲は、乙が提出し、審査、掲載決定された広告を広報あやがわ(以下「町広報紙」という。)に掲載し、乙は甲に広告掲載料を支払うものとする。

(仕様)

第2条 広告の仕様及び掲載については、「綾川町広告掲載要綱」「綾川町広告掲載基準」及び「綾川町広報紙広告募集要項」(以下「要綱等」という。)に定めるところによる。

(広告掲載料の納付)

第3条 乙は、広告掲載料を甲の発行する納入通知書により、甲の指定する日までに納めなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第4条 広告は、乙が作成しその費用を負担するものとする。

2 乙は、申し込み時に提出した原稿に基づき作成したデータを、甲が指定した日までに、要綱等に定める方法により提出するものとする。

(広告内容等の変更)

第5条 乙は、会社名、所在地の変更等のやむを得ない理由により広告内容を変更しようとする場合、広告掲載月の前月末までに変更内容を書面をもって甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 甲は、前項の内容が要綱等に照らして適当でないと認めたときは、乙に変更を求めるものとし、乙はこれに従わなければならない。

(契約の解除)

第6条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前の催告を経ることなく広告掲載を停止し、又は契約を解除することができる。

- (1) 乙が第2条又は前条第2項の規定に反するとき。
- (2) 乙が指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (3) 乙が甲の信頼を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行なったとき。
- (4) 乙が社会的信用を著しく失墜するような行為をしたとき。
- (5) 乙の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (6) 甲の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

2 乙は、広告掲載月の前月末までに書面によって甲に申し出ることにより、この契約を解除することができる。

(広告掲載料の返還)

第7条 甲は、徴収した広告掲載料は還付しないものとする。ただし、乙の責めに帰すべき

事由がないと甲が認めるときは、この限りではない。

2 次の各号に掲げる事由により、甲が町広報紙の発行を一時停止した場合は、前項ただし書の規定は適用しない。

(1) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

(2) その他公益上やむを得ない場合

3 第1項ただし書の場合に返還する広告掲載料には、利息を付さない。

(権利譲渡等の禁止)

第8条 乙は、この契約によって生じた権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。

(秘密の保持)

第9条 甲及び乙は、この契約上知りえた相手方の秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(損害賠償)

第10条 乙は、広告内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害若しくは財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正行為若しくは不当行為を行ってはならない。

2 乙は、その責めに帰すべき事由により、甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

3 乙は、広告掲載により、第三者から苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、その責任及び負担において解決しなければならない。

(費用負担)

第11条 この契約締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第12条 この契約に係る訴訟の提起については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第13条 この契約に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地
綾川町長

印

乙

印